

原村地球温暖化対策実行計画に基づく 具体的事業実施計画策定支援業務 仕様書（案）

本仕様書は、原村地球温暖化対策実行計画に基づく具体的事業実施計画策定支援業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託の概要

- (1) 業務名 原村地球温暖化対策実行計画に基づく具体的事業実施計画策定支援業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月14日まで
- (3) 実施場所 原村内

2 目的

本村では、令和5年度に「原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に向け、温室効果ガス排出量等の現状分析及び排出量の将来推計分析等を実施し、地域特性を踏まえた温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギーの導入目標の設定を行った。本業務においては、この「原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を具体的に実施していくための事業手法の検討と目標達成に向けたロードマップの作製を行うことを主な目的とする。

3 業務内容

- (1) 原村地球温暖化対策実行計画（令和6年5月公表予定）（以下、実行計画）に基づく具体的事業実施手法の検討及び施策・事業提案

ア 実行計画の3本の柱に位置付けられた各行動について、優先順位付けを行う。優先順位を付けた結果、重点的に取り組むものとされたものについては、スケジュールを含む具体的事業実施手法の検討及び施策・事業の提案を行う。優先順位付けについては、経済性、温室効果ガス削減効果の効率性等の多様な観点から行うこと。

イ 具体的事業実施手法の検討及び施策・事業提案については下記を踏まえて行うものとする。

(ア) 地域特性としての自然的、経済的、社会的条件及び地域課題等を踏まえて行うこと。実行計画において整理されているもののほか、必要に応じ追加調査を行うこと。

(イ) 各事業効果の積算も併せて行い、最適案の判断が可能となるような根拠を提示すること。

(ウ) 実行計画における、温室効果ガス削減目標を踏まえたものにする。また、本村の上位計画や関連計画、条例及び茅野市、富士見町、原村による「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」（令和3年12月発表）との整合性を十分に図ること。

ウ 具体的事業実施手法の検討及び施策・事業の提案については、下記を必ず含めるものとする。

- (ア) 太陽光発電導入ポテンシャル調査を行った公共施設への屋根乗せ太陽光発電設備・蓄電池導入事業
- (イ) 公共施設の省エネルギー化に向けた事業（既存機器の入替、断熱化、ZEB化等）
- (ウ) 公用車の次世代自動車への転換に係る事業
- (エ) 各拠点のEV充電器設置事業
- (オ) カーボンニュートラル農業推進に係る事業
- (カ) 住民及び事業者向けの再エネ導入、省エネ化推進に向けた事業
- (キ) 公共施設（特にもみの湯、樅の木荘）への木質バイオマスボイラー導入に向けた調査検討

（キ）における調査検討事項は以下を含むものとし、導入に向けた補助金申請を見据えた調査とすること。

- (a) 木質バイオマス資源に係る調査（賦存量等）
 - (b) 木質チップの供給体制に係る調査（持続可能性、生産コスト、サプライチェーン等）
 - (c) ボイラーの導入容量に係る調査
 - (d) ボイラー設備の設置箇所の検討、選定
- エ 具体的事業実施手法の検討及び施策・事業の提案にあたっては、国（環境省に限らない）及び県の活用可能な補助金の検討、提案を含むものとし、他自治体の先進事例等を踏まえたものとする。また、住民や事業者が活用可能な補助金についても情報を整理すること。
- オ アからエの結果、R7年度から事業実施していくものについては、補助事業への申請書類作成やステークホルダーの整理等、事業実施に向けた調整及び支援も併せて行うこと。

(2) (1)を踏まえた2030年度までの具体的ロードマップの作製

ロードマップの作製にあたっては、下記に沿ったものとなるようにすること。

- ア ロードマップに位置付ける各施策の温室効果ガス排出量削減効果の定量化及び、目安となる主な施策の指標や目標数値の設定を行い、2030年の温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた根拠のあるものとする。また、2050年ゼロカーボンを踏まえたものとする。
- イ 公共部門のロードマップについては、目標達成に向けた事業実施における事業負担額も合わせて積算すること。
- ウ (3)に示す、住民向けのワークショップ、原村地球温暖化対策推進委員会及び市内

における各種打ち合わせで出された意見等を踏まえたものとする。

エ 先端技術の活用可能性についても視野にいれたものとし、必要に応じた調査を行うこと。

(3) ワークショップ、委員会及び会議等の開催支援

下記に示すものについて、開催手法の提案、資料の作成、会への出席及び議事録の作成等の支援を行う。

ア 原村地球温暖化対策推進委員会の開催支援（3回）

イ 住民向けワークショップの開催（2時間程度、1回）

ウ 庁内における各種打ち合わせ等の支援

（ア） 庁内ワークショップの開催（1時間半程度、同内容を2回）

（イ） 関係各課ヒアリング（8課各1回）

（ウ） 庁内会議（1回）

(4) その他

ア (1)具体的事業実施手法の検討及び施策・事業提案の結果、R7年度から事業実施していくものについては、補助事業への申請書類作成等、事業実施に向けた伴走的支援も併せて行うこと。

イ バブリックコメント（令和7年1月頃実施予定）の意見募集結果に対する対応策の立案を行うこと。

ウ ロードマップ・各資料の作成にあたっては、イラスト、図表等を用い、住民、事業者にとって分かりやすいデザイン、レイアウトとすること。

4 成果品

(1) 成果品

ア 報告書

イ ゼロカーボンロードマップ（公共部門詳細版）

ウ ゼロカーボンロードマップ（概要公表版）

エ その他、調査上作成した関連資料

(2) 提出部数

各紙媒体3部及びこれに係る電子データ

(3) その他

原則、電子データは編集可能なデータ形式（Word,Excel または Power Point）とすること。

5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号に掲げる書類を提出することとする。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 事業計画書（任意様式）
 - イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 成果品
 - イ 打ち合わせ記録一式

6 納入場所

原村建設水道課環境係

7 事業費限度額

8,371,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに委託者と協議の上、委託者の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (4) 個人情報の保護については細心の注意を払い、流失・損失を防がなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (7) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (8) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託

者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は当該権利等を非独占的に使用できることとする。